

広島県告示第七百八十一号

海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第十二条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、海岸保全区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十五年十月十七日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
住宅 瓦葺木造住宅平屋建て 一棟
- 二 当該工作物が放置されていた場所
尾道市因島田熊町字竹長海岸新開四五三七番地先
- 三 当該工作物を除却した日時
平成二十五年九月十九日 午前九時三十分
- 四 当該工作物の保管を始めた日時
平成二十五年九月二十日 午後三時
- 五 当該工作物の保管場所
尾道市因島重井町塙浜五八〇〇番二二三
- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者
当該工作物を放置した者又はその所有者
- 七 実施機関及び問合せ先
広島県東部建設事務所三原支所管理課
電話（〇八四八）六四一四二六四